



広報

まっかり

2020

7

No.633

牛乳 おいしいね♪

しっかり手洗いをしたあと、
みんなでおやつタイム

11 ページの記事もご覧ください



笑顔咲く
ふれあいの村 まっかり



ゆりぽんさん

- 発行／北海道虻田郡真狩村
〒048-1631
北海道虻田郡真狩村字真狩 118 番地
TEL 0136-45-2121(代) FAX 0136-45-3162
<https://www.vill.makkari.lg.jp>
- 編集／総務企画課企画調整係
- 令和2年7月10日発行

新型コロナウイルス関連情報



国民健康保険税・後期高齢者医療保険料の減免制度

【保険料（税）の全額免除】

新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡し、または重篤な傷病を負った世帯の方

【保険料（税）の一部減額】

新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の収入減少が見込まれる世帯で次の①～③の全てを満たす方。

- ① 収入が令和元年と令和2年を比べて10分の3以上減少する見込みである（事業収入・給与収入など収入の種類ごと）
- ② 令和元年の所得の合計額が1,000万円以下である。
- ③ 収入減少が見込まれる種類の所得以外の令和元年の所得の合計額が400万円以下である。

詳しくは各担当までお問い合わせください。

国保税の問い合わせ先

税務課税務係 ☎ 0136-45-3611

後期高齢者医療の問い合わせ先

住民課医療保険係 ☎ 0136-45-3612



特別定額給付金の申請はお済みですか

「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」が閣議決定され、感染拡大防止に留意しつつ、簡素な仕組みで迅速かつ的確に家計への支援を行うため、1人につき10万円の特別定額給付金事業を実施しています。受付は8月17日（月）までですので、手続きはお早めをお願いします。

お問合せ

住民課福祉係（☎ 0136-45-3612）



ファイターズ応援大使 連載企画

プロ野球がいよいよ開幕しました。
 今月から毎月、ファイターズ情報を連載します。
 真狩村応援大使の選手たちの紹介や、ファイターズ
 の豪華賞品が当たるクイズを掲載予定です！
 毎月の広報誌をチェックしよう！



「選手たちへ応援メッセージを届けよう！」

真狩村応援大使の選手たちへ応援メッセージを届けよう！
 応援メッセージは、選手たちが見ることができるよう選手
 ロッカーや寮に掲出いたします。

詳しくは下記のURLもしくはQRコードからご確認ください。

・メッセージお申込みフォーム

https://form.fighters.co.jp/hokkaido179_message2

・メッセージお申込期限：7月31日(金)



【16 有原航平 選手】

1992年8月11日生 189cm 95kg

右・右 広島県出身 広陵高～早稲田大

【38 石井一成 選手】

1994年5月6日生 182cm 78kg

右・左 栃木県出身 作新学院高～早稲田大



真狩村応援大使タオルをプレゼント



野球少年団「真狩ハンターズ」（団員17人）の結
 団式に、ファイターズ応援大使のタオルを、キャプテ
 ンの田村蓮旺くん（御小6年）に手渡しました。

新型コロナウイルス感染症の影響で、結団式も当初
 より2か月遅れとなり、本格的な練習はこれからです
 が、各種大会へ向けて頑張ってください！



新型コロナウイルス感染症に関連した法務大臣メッセージ

法務大臣から、新型コロナウイルス感染症
 に関連して、感染者・濃厚接触者、医療従事
 者等に対する誤解や偏見に基づく差別は決し
 てあってはならない旨のメッセージが発せら
 れました。

メッセージは、youtube 法務省チャンネル
 で発信されています。

法務省の人権擁護機関では、新型コロナウ
 イルス感染症に関連する不当な差別、偏見、
 いじめ等の被害に遭った方からの人権相談を
 受け付けています。困ったときは一人で悩ま
 ず、ご相談ください。

【電話受付時間】平日午前8時30分～午後5時15分
 様々な人権問題についての相談はなんでも
みんなの
人権110番 ☎ **0570-003-110**
 いじめ・虐待（ばいどい）など子どもの人権問題に関する相談はこちら
子どもの
人権110番 ☎ **0120-007-110**
 家庭内暴力など女性の権利問題に関する相談はこちら
女性の権利
ホットライン ☎ **0570-070-810**
 インターネットでも人権相談を受け付けています
インターネット受付 **インターネット人権相談** **検索**
 パソコン、スマートフォン共通 <https://www.jinken.go.jp/>

真狩村職員の給与・職員数等について お知らせします

真狩村職員の給与は、人事院の給与勧告に準拠した内容をもとに真狩村議会の審議を経て条例で定められており、国家公務員の制度に準じたものとなっております。

◆人件費（平成30年度一般会計決算）の状況

人口 住民基本台帳 (平成31年3月31日)	歳出額 (A)	実質収支	人件費 (B)	人件費率 (B/A)	(参考) 29年度の人件費率
2,065人	2,975,180千円	64,372千円	563,060千円	18.9%	18.2%

※人件費には、議会議員・村長などの特別職に支給する給料・報酬などを含みます。

◆職員給与費（令和2年度一般会計予算）の状況

職員数 (A)	職員給与費				一人当たり給与費 (B/A)
	給料	職員手当	期末勤勉手当	計(B)	
63人	232,301千円	31,133千円	93,413千円	356,847千円	5,664千円

※職員給与費には議会議員・村長などの特別職に支給する給料・報酬は含まれておりません。また、職員手当には退職手当は含まれておりません。

◆職員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況（令和2年4月1日現在）

区分	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
一般行政職	322,800円	351,900円	45.4歳
技能労務職	350,000円	350,000円	56.7歳

◆職員の初任給の状況（令和2年4月1日現在）

区分	決定初任給	採用2年経過日給料額
一般行政職	大学卒	182,200円
	高校卒	150,600円

◆職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（令和2年4月1日現在）

区分		経験年数区分別平均給料月額		
		10年以上15年未満	15年以上20年未満	20年以上25年未満
一般行政職	大学卒	246,400円	—	359,200円
	高校卒	—	—	343,000円

◆一般行政職の級別職員数の状況（令和2年4月1日現在）

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	計
標準的な職務内容	主事	主事・主任	係長等・主査主任	課長等・係長等・主査	課長等	課長等	
職員数	7人	7人	2人	19人	6人	6人	47人
構成比	14.9%	14.9%	4.2%	40.4%	12.8%	12.8%	100%

◆職員の任免及び職員数に関する状況

前年職員数	新規採用者		退職者	令和2年4月1日現在の職員数
	令和元年度途中	令和2年度		
64人	1人	1人	0人	66人

◆職員手当の状況

手当名	内 容	手当名	内 容															
扶養手当	①子 1人につき 10,000 円 ②子以外の扶養親族 1人につき 6,500 円 ③満 15 歳に達する日後の最初の 4 月 1 日から満 22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある子 1人につき 5,000 円加算	時間外勤務手当	・令和元年度支給総額 5,129 千円 (一人当たり支給年額 99 千円) ・平成 30 年度支給総額 5,675 千円 (一人当たり支給年額 111 千円)															
		期末・勤勉手当 (令和 2 年支給割合)	<table border="1"> <tr> <td></td> <td>期末手当</td> <td>勤勉手当</td> </tr> <tr> <td>6 月期</td> <td>1.300 月分</td> <td>0.950 月分</td> </tr> <tr> <td>12 月期</td> <td>1.300 月分</td> <td>0.950 月分</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>2.600 月分</td> <td>1.900 月分</td> </tr> </table> 職務の級等による加算措置 有		期末手当	勤勉手当	6 月期	1.300 月分	0.950 月分	12 月期	1.300 月分	0.950 月分	計	2.600 月分	1.900 月分			
	期末手当	勤勉手当																
6 月期	1.300 月分	0.950 月分																
12 月期	1.300 月分	0.950 月分																
計	2.600 月分	1.900 月分																
住居手当	家賃の額が 12,000 円を超える借家などの場合、家賃の額に応じて 27,000 円を限度に支給	退職手当 (令和 2 年 4 月 1 日現在)	<table border="1"> <tr> <td></td> <td>自己都合</td> <td>勤奨・定年</td> </tr> <tr> <td>勤続 20 年</td> <td>19.6695 月分</td> <td>24.586875 月分</td> </tr> <tr> <td>勤続 25 年</td> <td>28.0395 月分</td> <td>33.27075 月分</td> </tr> <tr> <td>勤続 30 年</td> <td>34.7355 月分</td> <td>40.80375 月分</td> </tr> <tr> <td>最高限度額</td> <td>47.7090 月分</td> <td>47.7090 月分</td> </tr> </table>		自己都合	勤奨・定年	勤続 20 年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続 25 年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続 30 年	34.7355 月分	40.80375 月分	最高限度額	47.7090 月分	47.7090 月分
	自己都合			勤奨・定年														
勤続 20 年	19.6695 月分	24.586875 月分																
勤続 25 年	28.0395 月分	33.27075 月分																
勤続 30 年	34.7355 月分	40.80375 月分																
最高限度額	47.7090 月分	47.7090 月分																
通勤手当	①公共機関利用者 運賃の額 55,000 円まで全額支給 ②自家用車利用者 距離に応じて 2,000 円～ 31,600 円の範囲で支給																	

◆特別職の報酬等の状況 (令和 2 年 4 月 1 日現在)

区 分	給料月額	期末手当の支給割合	区 分	報酬月額	期末手当の支給割合
村 長	620,000 円	6 月 2.250 月分 12 月 2.250 月分 計 4.500 月分	議 長	250,000 円	6 月 2.250 月分 12 月 2.250 月分 計 4.500 月分
副村長	570,000 円		副議長	200,000 円	
教育長	520,000 円		委員長	180,000 円	
			議 員	170,000 円	

◆職員のサービスの状況

休暇の種類及び事由	承認を与える期間等
年次休暇	1年につき 20 日 (1 月から 12 月までの期間)
病気休暇	療養のため勤務しないことがやむを得ないと認められる必要最小限の期間
特別休暇	
・忌引のとき	死亡した者の続柄により 10 日から 1 日
・法要のとき	配偶者及び一親等の血族に限り 1 日
・職員が結婚するとき	5 日を超えない範囲内で必要と認められる期間
・職員の妻が出産するとき	妻が出産するため病院に入院する等の日から当該出産の日後 2 週間を経過する日までの期間内で 3 日
・職員が出産するとき	予定日前 8 週間目 (多胎妊娠の場合は 14 週間) に当たる日から出産の日後 8 週間目に当たる日までの期間内においてあらかじめ必要と認める期間
・生理休暇	勤務することが著しく困難である職員に対し、その都度必要と認める日又は時間。ただし 3 日以内とする。
・妊娠障害により勤務することが困難と認めるとき	母子健康手帳の交付を受けた妊娠中の職員が、妊娠に伴うつわり等の障害により勤務することが困難と認める場合に 14 日以内
・妊娠中又は出産後 1 年以内の女子職員が母子保健法内に規定する健康審査を受けるとき	妊娠 6 月まで (一月は 28 日として計算) 4 週間に 1 日 妊娠 6 月を過ぎてから妊娠 9 月まで 2 週間に 1 日 妊娠 9 月を過ぎてから分べんまで 1 週間に 1 日 分べん後 1 年 1 日
・職員が夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進等のための休暇	7 月から 9 月の期間内における、勤務を要しない日及び休日を除いて原則として連続する 3 日の範囲内の期間
・子の看護休暇	小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員が、その子の看護のため勤務しないことが相当であると認められる場合、1 年において 5 日の範囲内の期間

後期高齢者医療制度のお知らせ

～保険証（被保険者証）の一齐更新について～

■ 保険証が新しくなります

現在ご使用の保険証（橙色）の有効期限が令和2年7月31日をもって満了となるため、8月以降は使用できなくなります。

7月中に新しい保険証を交付しますので、お手元に届きましたら、**水色の保険証**をご使用ください。

- 新しい保険証の有効期限は令和3年7月31日までです。
- 紛失したときや、汚れたときは再交付しますので、住民課医療保険係までお申し出ください。

新しい保険証は水色です。



■ 減額認定証（限度額適用・標準負担額減額認定証）限度証（限度額適用認定証）も新しくなります

現在ご使用の減額認定証（黄緑色）の有効期限が令和2年7月31日をもって満了となるため、8月以降は使用できなくなります。

引き続き交付対象に該当する方は7月中に減額認定証を交付しますので、8月1日からは**黄色の減額認定証**をご使用ください。

新たに必要となる方は、下記の交付要件に該当することをご確認のうえ、住民課医療保険係へ申請してください。有効期間は保険証と同じく1年間です。

※減額認定証の交付対象…次の区分Ⅰ又は区分Ⅱに該当する方

区分Ⅱ	世帯全員が住民税非課税で区分Ⅰに該当しない方
区分Ⅰ	世帯全員が住民税非課税である方で、次のいずれかに該当する方
	<ul style="list-style-type: none"> ・世帯全員の所得が0円の方（公的年金収入のみの場合、その受給額が80万円以下の方） ・老齢福祉年金を受給されている方

新しい減額認定証は黄色です。



※限度証の交付対象…次の3区分のうち、現役並みⅠ、または現役並みⅡに該当する方

現役並みⅢ	住民税課税所得が690万円以上の被保険者と、その方と同一世帯にいる被保険者の方
現役並みⅡ	現役並みⅢに該当せず、住民税課税所得が380万円以上の被保険者と、その方と同一世帯にいる被保険者の方
現役並みⅠ	現役並みⅢ・Ⅱに該当しない3割負担の方と、その方と同一世帯にいる被保険者の方

新しい限度証は黄色です。



お問合せ

北海道後期高齢者医療広域連合 ☎ 011-290-5601
真狩村役場住民課医療保険係 ☎ 0136-45-3612

諸手当についてのお知らせ

■児童扶養手当について

父母の離婚などで、父又は母と生計を同じくしていない子どもが育成される家庭（ひとり親家庭等）の生活の安定と自立の促進に寄与し、子どもの福祉の増進を図ることを目的として、支給される手当です。

児童扶養手当 支給要件

◆支給要件は？

次のいずれかに該当する18歳に達する以後の最初の3月31日までの児童（又は20歳未満の障がいのある児童）について、その児童を監護している母、監護し生計を同じくしている父、父母にかわって児童を養育している養育者に支給されます。

- ①父母が婚姻を解消した子ども
- ②父又は母が死亡した子ども
- ③父又は母が一定程度の障害の状態にある子ども
- ④父又は母が生死不明の子ども
- ⑤父又は母が1年以上遺棄している子ども
- ⑥父又は母が裁判所からのDV保護命令を受けた子ども
- ⑦父又は母が1年以上拘禁されている子ども
- ⑧婚姻などによらないで生まれた子ども
- ⑨棄児などで父母がいるかいないかが明らかでない子ども

◆手当額の月額（令和2年度）は？

受給資格者の所得等や監護・養育する子どもの数により決められます。なお、所得が限度額以上のときは手当の支給はありません。

○子ども1人の場合

全部支給：月額43,160円、一部支給：月額43,150円～10,180円

○子ども2人以上の加算額

2人目～全部支給：月額10,190円、一部支給：月額10,180円～5,100円

3人目以降1人につき～全部支給：月額6,110円、一部支給：月額6,100円～3,060円

○支給時期は、5月、7月、9月、11月、1月、3月にそれぞれ前月分までが支給されます。

◆手当を受けるための手続き

認定請求書に次の書類を添えて手続きして下さい。

○請求書と対象児童の戸籍謄本 ○請求者と対象児童が含まれる世帯全員の住民票（住民票謄本）

○その他必要書類 ※印鑑、請求者名義の預金通帳をお持ちください。

○現況届（児童扶養手当受給者は、毎年8月に現況届を提出して支給要件の審査を受けます。この届けを提出しないと、8月以降の手当が受けられません。なお、2年間届出をしないと資格がなくなります。）

■特別児童扶養手当について

精神又は身体に障がいを有する児童の福祉の増進を図ることを目的として支給される手当です。

特別児童扶養手当 支給要件

◆支給対象者

20歳未満で精神又は身体に障がいを有する児童を家庭で監護、養育している父母等に支給されます。

◆支給額（令和元年度）と支給時期

1級：月額52,500円 2級：月額34,970円 ※所得が限度額以上のときは手当の支給はありません。

○支給時期は、4月・8月・11月にそれぞれ前月分まで（11月は当月分まで）が支給されます。

◆手当を受けるための手続き

認定請求書に次の書類を添えて手続きして下さい。

○請求書と対象児童の戸籍謄本 ○請求者と対象児童が含まれる世帯全員の住民票（住民票謄本）

○診断書（用紙は役場にあり。） ○その他必要書類

※印鑑、請求者名義の預金通帳をお持ちください。

○所得状況届（特別児童扶養手当受給者は、毎年8月に所得状況届を提出して支給要件の審査を受けます。この届けを提出しないと、8月以降の手当が受けられません。なお、2年間届出をしないと資格がなくなります。）

○諸手当の詳細については、住民課福祉係へお問い合わせください。（住民課福祉係 ☎0136-45-3612）

7月は税金の 第1期の納期です

令和2年7月27日までに
納めてください

対象となる税は

住民税・固定資産税
国民健康保険税・軽自動車税

です。

※次の事項にご留意ください。

- ①一般の窓口納付の方は、納税通知書を必ず持参のうえ、役場出納室または、納税通知書に記載されている金融機関で納付してください。
 - ②口座振替の方は、振替日（7月27日）の前までに残高の確認をお願いします。
- ★納税には便利な口座振替をご利用ください。
（役場又は、下記の金融機関で手続きが可能です。）
- ・北海道信用金庫真狩支店
 - ・ようてい農業協同組合真狩支所
 - ・ゆうちょ銀行（各店）

◆教育委員会委員に任命



神 幸紀氏（字桜川）
（任期：R2.6.19～R3.9.30）

よろしくお願ひします

開始100年の国勢調査、
はじまります



日本国内に住むすべての人と世帯を対象とした5年に一度の大調査

国勢調査2020

国勢調査2020キャンペーンサイト <https://www.stat.go.jp/data/kokusei/2020campaign/>



遠距離学生緊急生活支援給付金について

村では、新型コロナウイルス感染症拡大によるアルバイト収入の減少、予期せぬ帰省経費、リモート講義対応の準備など、収入の減少や支出の増加が発生していることから、親元を離れて生活する学生に、「遠距離学生緊急生活支援給付金」事業を実施します。

【対象者】

真狩中学校を卒業し、緊急事態宣言中から引き続き村内の自宅を離れ在学する学校の周辺に住居を移して「学びを継続」する大学生、専修学校生、各種学校生（予備校・准看護師）、高等専門学校生、高校生。

かつ、その学生と生計を同じくする父母等が、村内に住所を有していること。

【受給者】

対象者と生計を同じくする父母等

【支給額】

対象者1人につき、8万円（1回限り）



詳しくは、村ホームページをご確認ください。

【申請期間】

令和2年6月22日（月）～令和2年9月23日（水）

【申請書類】

- ①遠距離学生緊急生活支援給付金申請書
- ②支給対象者が在学していることを証する書類（在学証明書）
- ③住居を移していることを証する書類（アパート領収書等）

お問合せ

教育委員会総務係 ☎ 0136-45-3336

『北海道水資源の保全に関する条例』に基づく事前届出について

この条例は、水資源の保全に関する施策を総合的に推進し、本道の豊かな水資源がもたらす恩恵を現在と将来の世代が享受できるよう、道民の総意として制定したものであり、水資源保全地域に指定された区域内で土地取引行為を行う場合は、

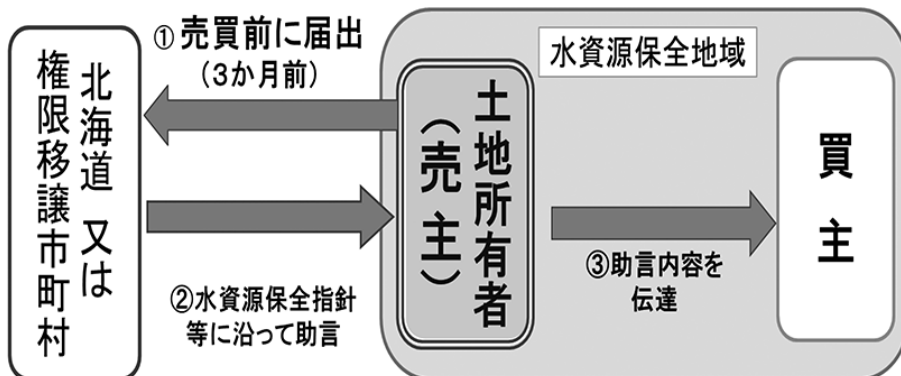
土地の権利者は、契約締結の3か月前までに知事へ届出が必要です。

【届出先】

・各総合振興局・振興局
地域創生部地域政策課

又は、

・権限移譲市町村
稚内市、北斗市、
倶知安町、上富良野町、
下川町、枝幸町、
厚真町、むかわ町



届出先は、土地の所在する北海道総合振興局・振興局、又は道の事務の権限移譲市町村（上記8市町）です。

また、指定地域は、地域を管轄する道総合振興局・振興局、又は北海道のホームページで確認できます。

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ss/stt/mizusigen/mizusigen.htm>

問い合わせ先 北海道総合政策部政策局土地水対策課水資源保全係
TEL 011-204-5178

地域おこし協力隊 活動報告

今月の担当：篠原



先日出かけようと駐車場に向かうと、タイヤにネジが刺さってる！慌てておおひろスタンドさんに行きました。遅い時間&お忙しい中でしたが、見事な手際であったと言う間に直していただきました。ありがとうございました！！

さて、6月5日にフラワーロードのユリ植えを行いました。今年はコロナ禍の影響で、村づくり研究会と村内有志のみ参加でしたが、皆さんの手際が素晴らしく、あっという間に植え付け完了！またしても真狩村の皆さんのチームワークの良さを実感した日となりました。

話は変わりますが、5月～6月の真狩村はアスパラが最盛期で、ありがたいことに、沢山の農家さんからアスパラをいただきました。採れたてのアスパラはとても瑞々しく、甘みが強く味が濃く、私が今まで食べていたものとは、全く別物！美味しくて違う野菜みたいです。(笑) 村の皆さんには普通のことなのかもしれませんが、真狩村の野菜は全て美味しく、野菜好きの私にとってはパラダイスです。

QRコードのある記事は、ブログでも紹介しています



6/2 歌わない細川たかし像



毎年河川公園のオープンとともに、美声を披露する「歌う細川たかし記念像」ですが、今年は新型コロナウイルスの感染拡大防止のため手形のタッチセンサーを外し、銅像はマスクを付けています。

コロナ禍が落ち着くまで、ご理解のほどよろしくお願いいたします。



6/5 フラワーロードのユリ植え



27回目となる村づくり研究会（佐伯秀範会長）主催のフラワーロードのゆり植えが行われました。

今年は新型コロナウイルスの影響を受け規模を縮小し、ボランティアは募集せず、会員と村内有志により植え付けを行いました。

8月中旬に見ごろを迎え、道道沿いを黄色いゆりの花が彩ります。



6/6 7 チャンピオンアスパラは？！



道の駅フラワーセンターにて、道の駅のNo. 1アスパラを決定する、「2020アスうま選手権」が開催されました。4軒の農家さんが参加し接戦を繰り広げた結果、三野農園さん（字加野）が優勝！田村農園さんの連覇を阻む結果となりました。

三野農園さん、おめでとうございます。



6/10 真狩小児童が環境美化活動



真狩小が「春の環境美化運動」を行いました。1年生と6年生はペアを組み、小学校前から道道沿い～保育所前までのごみを拾いました。

6年生が1年生を気遣い、道路に出ないように注意したり手を引く姿が印象的でした。

この春も子どもたちや各団体が村内各所でごみ拾いを行ってくれました。

きれいな村づくりにご協力ありがとうございます。



6 / 11 羊蹄山登山安全祈願

新型コロナウイルス感染拡大の影響で、今年の羊蹄山真狩コースの山開きは、テープカットなどを行いませんでしたが、真狩神社にて安全祈願を行いました。

大安の日を選び、関係者を代表して村観光協会の島口会長が本格的な登山シーズンを前に、安全を祈願しました。



6 / 18 きちんと洗えたかな？



学童保育おひさまクラブで、手洗いが上手にできているか、汚れに見立てた蛍光塗料とブラックライトで確認してみました。

きちんと洗ったつもりでも、ブラックライトに照らすと汚れが爪、指の間や手首に残っていて、子どもたちは驚いた様子でした。

再度手洗いをし、きれいになった後はおやつ時間。ホクレン農業協同組合連合会から無償提供いただいたロングライフ（LL）牛乳をおいしくいただきました。

その後、三野管理栄養士によるウイルスとアルコール消毒についての話があり、子どもたちは手順を再確認しながらしっかりと聞き入っていました。



6 / 22 手作りのお守りで交通安全



J A ようてい女性部真狩支部フレッシュミズの皆さんが、横内観光農園駐車場（字社）にて交通安全啓発キャンペーンを実施し、「安全運転をお願いします。」の声掛けとともに、手作りの交通安全お守りと啓発グッズをドライバーの皆さんへ手渡しました。

交通安全には十分ご注意ください。

村の話題を毎日お伝えします！
小さな村の日記帳・真狩村ブログ



真狩村ホームページ
(<https://www.vill.makkari.lg.jp/>)
から、クリックして
ご覧ください。

防災無線の放送内容など暮らしの情報
真狩村 Facebook ページ



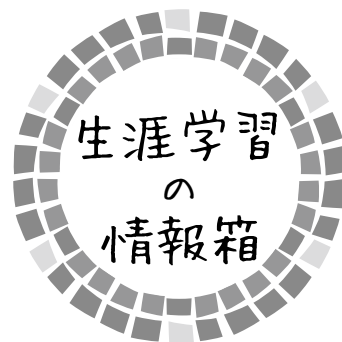
※ 6月号の永年勤続表彰の記事で、奥村龍太さんのお名前に誤りがありました。お詫びして訂正いたします。

令和2年度桂長寿大学を延期いたします

令和2年度桂長寿大学を7月14日から始める予定でしたが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、真鶴会例会とあわせて開催することができなくなりましたので延期いたします。

日程は未定ですが、7月下旬頃に開催できるよう準備しております。

日程が確定しましたら新聞折込、防災無線等で募集いたしますので、受講希望の方はそちらをご参照の上、教育委員会までお申し込みください。



お問い合わせは教育委員会へ
TEL45-3336, FAX45-3338



羊蹄ふるさと館夏季開館中止のお知らせ

文化財保護審議会主催による羊蹄ふるさと館の夏季開館を、例年8月上旬に7日間行っておりますが、期間中は村外からの来館者も多数来られることから、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、今年度は中止とさせていただきます。

楽しみにされていた方もいらっしゃるかと思いますが、ご了承いただきますようお願いいたします。



各種委員の選任について

社会教育委員

並びに真狩村公民館運営審議会委員の選任

- ◎福田 恵子 (まっかりスクールサポート)
 - 小田 篤志 (真狩中学校長)
 - 高野 秀樹 (御保内小学校長)
 - 山上 ゆかり (子どもたちの読書活動推進委員会)
 - 仁司 忠志 (文化団体協議会)
 - 影山 祐輔 (スポーツ関連団体)
 - 石村 諒 (青年団体協議会)
 - 合田 浩二 (民生委員協議会)
 - 佐々木 剛 (学識経験者)
- (任期：令和元年11月1日～令和3年10月31日)
- ◎会長 ○副会長

文化財保護審議会委員

兼羊蹄ふるさと館運営審議会委員の選任

- ◎本間 豊盛
 - 花岡 正光
 - 佐長 得幸
 - 遠藤 美也子
 - 福田 学
- (任期：令和2年4月1日～令和4年3月31日)
- ◎会長 ○副会長



よろしくお願いたします。

詳しくは、公民館図書室にある
新着本リストをご覧ください！

図書室の新しい本



「銀花の蔵」 遠田潤子

絵描きの父と料理上手の母と暮らす銀花は、一家で父親の実家へ移り住むことに。そこは、座敷童が出るという言い伝えの残る、歴史ある醤油蔵だった。家族を襲う数々の苦難と一族の秘められた過去に対峙しながら、昭和から平成へ、少女は自分の道を歩き出す。実力派として注目の著者が描く、圧巻の家族小説。

◆◆◆ 文芸 ◆◆◆

- 「銀色の国」 逸木裕
- 「持続可能な魂の利用」 松田青子
- 「アリス殺し」 小林泰三
- 「燃えよ剣」 司馬遼太郎
- 「明け方の若者たち」 カウセマサヒコ
- 「きたきた捕物帖」 宮部みゆき
- 「カケラ」 湊かなえ
- 「黙示」 今野敏
- 「人間」 又吉直樹
- 「少年と犬」 馳星周

◆◆◆ 絵本・児童書 ◆◆◆

- 「いのちのまつり「みらいへ」」
草場一壽【作】平安座資尚【絵】
- 「くろりすくんとしまりすくん」 いたうひろし
- 「はりねずみのルーチカ トーリーのひみつ」
かんのゆうこ【作】北見葉胡【絵】
- 「パンダオリンピックたいそう」 いりやまさとし
- 「かえるじゃん」 つるたあき
- 「九色のしか 中国の昔話」
リン・シュウスイ/リャオ・ジャンホン
- 「AIのサバイバル」 ゴムドリ co.【文】韓賢東【絵】
- 「オフロケット」 ザ・キャビンカンパニー
- 「ノラネコぐんだん かるた」 工藤ノリコ
- 「名探偵コナンの10才までに覚えたい難しいことば100」
青山剛昌【原作】戸谷述夫【監修】
- 「窓」 小手鞠るい

◆◆◆ その他 ◆◆◆

- 「スタンフォード式最高の睡眠」 西野精治
- 「失敗ゼロ！秒で作れる奇蹟のうまさ！1人分のレンジ飯革命」 リュウジ
- 「還暦からの底力-歴史・人・旅に学ぶ生き方」 出口治明
- 「アーモンド」 ソンウオンピョン【著】/矢島暁子【訳】
- 「自分のことは話すな-仕事と人間関係を劇的によくする滋術」 吉原珠央
- 「ワイルドサイドをほっつき歩け-ハマータウンのおっさんたち」 ブレイディみかこ
- 「バカの国」 百田尚樹
- 「私は私のままで生きることにした」
キムスヒョン【著】/吉川南【訳】

公民館図書室だより



- 開館 火～日曜日
午前9時～午後9時
- 貸出 1人10冊、14日間
- ※図書室に係が不在時は、教育委員会事務局へお越しください。

先日、新型コロナウイルスによる外出自粛の要請が緩和されました。外出される方は、感染拡大防止のため「新北海道スタイル」の実施に心がけてくださいね！！

また、緩和されたことによって、年2回行っている道立図書館への大量借受に例年の1カ月遅れで行ってきました。道立図書館にある多くの本の中から、文芸書、児童書、実用書など約300冊を借りてきました。公民館図書室内に配架しておりますので、ぜひ手に取って読んでみてください。

インターネットを無料で利用できる
パソコンを1台設置しています。
調べものなどにご活用ください。



おすすめの本

「逆ソクラテス」

伊坂幸太郎



担任の先生の先入観から、クラスの子の印象が決めつけられてしまう。それも悪い方に。

そんな先生の先入観をひっくり返そうといういろいろな作戦を立て実行していく同級生の奮闘を描いた表題作「逆ソクラテス」をはじめ、思い込みや決めつけに立ち向かっていく小学生を主人公にした5話の短編集です。

先入観で物事を見がちになったり、周りに影響されて流されたりする事って多いと思いますが、自分がどう感じるのかと卒にはめず広く物事を見ることが大事だと改めて思わせてくれる、心に残る名言がたくさん出てきます。

また、先入観をひっくり返す逆転の展開に読み終わった後、胸がすく思いがたりじんわり温くなったり前向きな気持ちになります。

年代を問わずたくさんの人に読んでもらいたい一冊です。



まっかりウォーキング 2020 【屋外で有酸素運動してきました】



【第1弾】

河川公園コース約3.5km

久々の行事となったウォーキング。初夏の草花を楽しみながら、よい汗を流しました。



【第2弾】

見晴コース約4.0km

8名の男女が参加。コロナウイルスにも、熱中症にも気をつけながら体を動かしてきました。

体を動かしたいと思っている方、簡単にできるウォーキングから始めてみませんか？

お一人でも、ご近所・お友達を誘っての参加も大歓迎です。

住民課保健係まで、気軽にお申込みください。(☎ 0136-45-3612)

第3弾：パークゴルフ体験

日時：7月17日(金) 9:30～

集合場所：パークゴルフ場駐車場

費用：(パークゴルフ代) 200円

※70歳以上は100円

第4弾：まっかり温泉コース

日時：8月21日(金) 9:30～

集合場所：役場駐車場

*すべて雨天時は、保健福祉センターで体操等を実施する予定です。



【5年に1度の検診をおすすめします】 エキノコックス症検診

エキノコックス症とは

エキノコックスと呼ばれる寄生虫の卵が、偶然に人の口から体内に入り、幼虫となって肝臓などに寄生し、肝機能障害などを起こす病気です。幼虫の発育は遅く、自覚症状が現れるまで数年から十数年かかるといわれています。

無症状で見つかる場合もありますが、上腹部の不快感や膨満感が出現し、しだいに肝機能障害に伴う疲れやすさや黄疸等の症状が現れます。

エキノコックスは、野ネズミやキツネ、イヌに寄生しています。寄生したキツネやイヌのふん便や、ふん便に汚染された山菜や沢水を口にすると感染する危険があります。人から人に感染することはありません。

予防するためには

- 外から帰ったら必ずよく手を洗う。衣服に着いた泥などもよく落とす。
- 沢水や井戸水、湧水は煮沸してから飲む。
- 野山の果実や山菜などを食べる際は流水でよく洗い、十分熱を加える。(100℃で最低1分間)
- キツネにえさを与えない、呼び寄せて触らない。
- 家の周りに残飯や生ごみ等を放置しない。
- イヌを放し飼いしない。
- 早期発見のために5年に1度は検診を受ける。

検診があります

村では、エキノコックス症を早期に発見し、早期治療につなげることを目的として、採血検診を実施します。特に山菜採りに行く方、イヌを飼っている方は定期的に検診を受けましょう。

と き：1回目ー8月3日(月)

2回目ー8月7日(金)

(受付) 15時～15時30分

ところ：野の花診療所

対 象：小学3年生以上で5年以内に検査を受けていない方

検査方法：採血

料 金：500円

※事前予約は不要です。



発信★子育て支援情報

真狩村地域子育て支援センター「ゆうゆう」



- ◆時間
月～金曜日（年末年始、祝日を除く）
・あそびのひろば 10：00～16：00
・子育て相談 8：45～17：30
- ◆場所 真狩村字真狩 49-1
- ◆連絡先 TEL45-2181 FAX45-3528
e-mail sien_yuyu@vill.makkari.lg.jp

子育て支援センターゆうゆうの様子

6月1日から村内限定で再開しました。初日から、1日に2～3組の親子があそびの広場を利用され、久しぶりに会った利用者さん同士の会話も弾んでいました。

これからも「コロナ」対策として引き続き手洗い・マスクの着用にご協力頂くこととなりますが、ぜひ子育て支援センターに遊びに来てください。



◆お知らせ◆



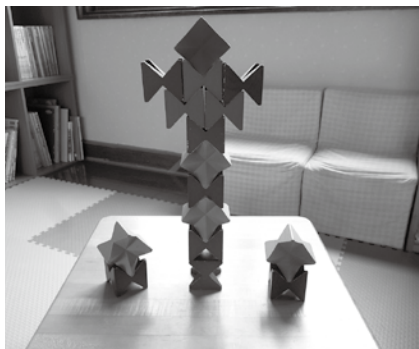
7月1日から、一時預かりの料金を改定いたします。

利用時間が2時間以下は500円、2時間を超えた場合は1,000円となります。よろしくお願いたします。

※詳細は、ゆうゆうへお問い合わせください。



●探索あそび 「ネフスピール」 (ネフ社) 対象年齢2歳～



パーツは5cm角の立方体を斜めにカットした4色各4個ずつの計16個。カットされた部分が互いにかみ合うので、小さい子でも高く積めます。

●おすすめ絵本 「おならローリー」 対象年齢3歳～



こぐれけいすけ 作・絵 学研
おならを集めるのが仕事の、おならローリー、今日も元気におならを集めに出かけますが、おならを集めすぎて空に浮かんでしまい…。子どもたちが大好きな「おなら」をユーモラスたっぷりに描いた笑える絵本です。



8月は北方領土返還要求運動強調月間

我が国固有の領土である北方四島の早期返還の実現は、道民はもとより国民の長年にわたる悲願であり、北海道では昭和41年から毎年8月を「北方領土返還要求運動強調月間」として、重点的な返還要求運動を実施しています。

真狩村では今年も役場に署名コーナーを設けますので、住民の皆さまのご協力をお願いいたします。



お問合せ

総務企画課総務係 (☎ 0136-45-3610)



自衛官を募集します

募集種目	受験資格		受付期間	試験期日
自衛官候補生 (第2回)	男子	採用予定月の 1日現在、 18歳以上 33歳未満の者	7月1日～8月21日	8月28日～30日
	女子			8月28日・30日
自衛官候補生 (第3回)	男子		7月1日～9月11日	9月23日～30日 ※27日は除く
	女子			9月25日～30日 ※27日、28日は除く
一般曹候補生 (第2回)			7月1日～9月10日	1次：9月18日～20日

☎ 倶知安地域事務所 ☎ 0136 - 23 - 3540



海上保安大学校・海上保安学校学生募集

海上保安庁では、令和3年4月期採用の学生を募集します。

海上保安大学校、海上保安学校ともに入学金・授業料が一切不要で、学生は入学と同時に国家公務員としての身分を与えられ、毎月の給与やボーナスが支給されます。

	受験資格	受付期間	試験期日
海上保安大学校	令和2年4月1日で高等学校又は中等教育学校を卒業した日の翌日から起算して2年を経過していない者。又は、令和3年3月までに卒業する見込みの者等。	インターネット 8月27日～9月7日 郵送・持参 8月27日～28日	10月31日・11月1日
海上保安学校	令和2年4月1日で高等学校又は中等教育学校を卒業した日の翌日から起算して12年を経過していない者。又は令和3年3月までに卒業する見込みの者等。	インターネット 7月21日～30日 郵送・持参 7月21日～22日	9月27日

いずれも申込用紙等配布開始は6月17日の予定です。

詳細は、海上保安庁ホームページ (<http://www.kaiho.mlit.go.jp/ope/saiyou/bosyu.html>) をご覧ください。

☎ 小樽海上保安部管理課 ☎ 0134 - 27 - 6118

真狩村人事

※（ ）は前職

6月30日付

【村長部局】

■後志広域連合派遣（総務企画課参事）

北本 靖夫（総務企画課工観光係長）

7月1日付

【村長部局】

■総務企画課商工観光係長

佐藤 寛幸（教育委員会社会教育係長兼学校教育係兼羊蹄ふるさと館係長兼公民館主事）

■建設課上下水道係兼土木建築係

影山 祐輔（新採用）



7月1日採用
よろしくお願ひします

【教育委員会】

■羊蹄ふるさと館館長
三木 勇人（広域連合派遣）

■社会教育係長兼学校教育係兼公民館主事

筒井 靖（建設課上下水道係兼土木建築係）

INFORMATION
お知らせ

一発で免許取り消し

あおり運転厳罰化

令和2年6月30日から、「あおり運転」が厳罰化され、「妨害運転罪」が創設されました。今後は、違反1回で免許取消処分となり、最長5年の懲役刑や罰金など、厳しい罰則が科されます。

もしも「あおり運転」の被害を受けたときは、

- ・安全な場所へ避難する
- ・警察に110番通報する
- ・警察が車で来るまで外に出ない
- ・ドライブレコーダー等で相手の行為を撮影する

自らも安全運転を心掛け、思いやり・譲り合いの気持ちを持って、運転しましょう。

公益財団法人北海道市町村振興協会からのお知らせ

7月に宝くじファンお待ちかねの「サマージャンボ宝くじ」と「サマージャンボミニ」等が、続々と発売されます。

詳しくは関係機関にお問い合せください

宝くじの売上の約4割は、北海道の貴重な財源として交通安全や森林づくりなど、生活を豊かにする身近な事業に役立てられています。宝くじは北海道内で購入しましょう。

なお、宝くじはパソコンやスマートフォンからも24時間購入できます。

令和2年度北海道水域利用調整区域の指定について

北海道プレジャーボート等の事故防止等に関する条例（平成15年北海道条例第35条）第18条により次の区域を水域利用調整区域に指定します。

- ①おたるドリームビーチ水域
- ②銭函ヨットハーバー水域
- ③銭函海水浴場水域
- ④蘭島水域
- ⑤蘭島海水浴場水域
- ⑥水産動植物増殖施設水域
- ⑦屈斜路湖砂湯地区水域
- ⑧北海道総務部危機対策局危機対策課

011・204・5014

まちの事件簿

～地域安全ニュース～

事件関係

○窃盗事件の認知

- ・一般住宅の敷地内に駐めていた車の鍵穴が壊され、車内に置いていたバッグが盗まれる事件がありました。
- ・共同住宅の駐車場に駐めていた車の鍵穴が壊され、車内に置いていた現金入りの財布が盗まれる事件がありました。

交通事故

- ・村内で特異な交通事故の発生はありませんでした。

5月末交通事故発生状況

区分	年別	2年	元年
人身	物損	0件	1件
	死者	17件	34件
	死者	0名	0名

真狩村防犯協会・倶知安警察署

全国一斉

「子どもの人権110番」強化週間

0120-007-110

8月28日（金）～9月3日（木）

【平日】午前8時30分～午後7時

【土日】午前10時～午後5時

※通常は平日：午前8時30分～午後5時15分

秘密は守るよ!



人権イメージキャラクター
人KENまもる君



人権イメージキャラクター
人KENあゆみちゃん

悩みがあったら相談してね!

人の動き

こんにちはよろしく

真狩 田中 我空

5/30(靖徳)



いつまでもお幸せに

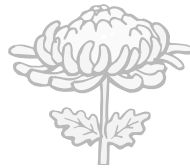
真狩村 長尾 巨季 6/20
札幌市 山田 つぐみ

真狩村 後藤 司 6/24
洞爺湖町 菅野 麻衣



ご冥福をお祈りします

共 明 佐々木 マツミ 6/20 (100歳)



世帯と人口 (6月30日現在) 前月末比

世帯 966戸 (-4)
人口 2,045人 (-2)
(男) 1,021人 (-3)
(女) 1,024人 (+1)

行政への苦情は行政相談委員へ

行政とのパイプ役を務めておりますので、行政に対する苦情や要望、困っていることなどがございましたら、お気軽にご相談ください。

真狩村行政相談委員 遠藤美也子
真狩村字真狩 44 番地 37 (TEL45-2764)

ご利用ください

ようてい地域消費生活相談窓口

相談専用電話 0136 - 44 - 1600

平日 午前8時40分～午後5時15分

悪徳商法や商品の安全性などのご相談に専門相談員が対応します。お気軽にご相談ください。(従来どおり役場総務企画課総務係でも相談できます。)

しりべし弁護士相談センター

後志地域のみなさんの法律相談をお受けします

7月の相談日程

1日(水)・8日(水)・15日(水)・22日(水)・29日(水)

8月の相談日程

5日(水)・12日(水)・19日(水)・26日(水)

- 事前予約制
- 予約受付 平日午前10時～午後4時
- 電話 0135 (62) 8373

ふるさと文芸

日当りの庭に今年も亡き夫の

植えた芍薬赤き芽を出す

気田 シナ

足型の上に足載せレジを待つ

マスク姿で整然と待つ

仁司 雅子

先見えぬコロナウイルス案じては

老いの繰り言に娘はマスク顔

池田 チセ

故郷に住む友からの電話あり

遠い昔に思いをはせて

谷口安佐子

薯の箱両手で抱えゆうパツク

去年と違う力も限界

池田 清美

黒髪をばつさり切ればはらはらと

床に散りゆく吐息のかげら

筒井 淑子

桜咲き緑が芽吹く五月なのに

コロナウイルス絶対許さぬ

大廣キヨノ



真狩短歌会の令和元年度作品集「えぞふじ」第二十八号が上梓されました。公民館図書室、役場で閲覧できます。